

みちのく荘宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習（以下、「慣習」といいます。）によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として、当館が提供するプランによります）
 - (4) その他、連絡先等当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 4. 第2項の申込金を同項の規定による当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期限を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求め

なかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 福島県旅館業法施行条例（昭和43年10月15日福島県条例第36号）第10条に規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期限を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないとき

は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 福島県旅館業法施行条例第10条に規定する場合に該当するとき。
 - (8) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (9) この約款又は当館の利用規則に反したとき。
2. 当館が、前項の規定に基づいて宿泊契約を解除して時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び電場番号等連絡先
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他、当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1

- (3) 超過 6 時間を超える場合は、室料金の全額
3. 前項の室料金は、第 2 条第 1 項第 3 号に規定する宿泊料金の 70%とします。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付パンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

- イ 門限 午後 11 時
ロ フロントサービス 午後 8 時 30 分

(2) 飲食等サービス時間

- イ 朝食 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで
ロ 昼食 正午から 12 時 30 分の間にお席にお着きください
ハ 夕食 午後 6 時から午後 7 時までにお席にお着きください
なお、夕食会場は午後 8 時 30 分にクローズします。
ニ その他宴会等につきましては、ご相談ください
ホ 当館では、ルームサービスはお受けしておりません

(3) 大浴場及び中浴場（檜風呂）サービス時間

滞在時間中、下記のメンテナンス時間を除き、ご自由にご利用いただけます。

- イ 深夜 0 時から 3 時まで
ロ 午前 11 時から 12 時まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、館内の掲示等適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払は、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて現金で行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館

の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した旅館の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、既存等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった場合は、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントでチェックインする際、お渡しいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示をもとめるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわら

ず、当館は場所をお貸しするのであって、車両の責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客には当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額は、下表の「宿泊料金」「追加料金」「税金」の合計です。

なお、当館が提供する宿泊プランは、原則として税・サービス料込みの金額となっております。

		内 訳
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿 泊 料 金	① 基本料金 (室料及び夕食等の飲食料) ② サービス料 (①×10%)
	追 加 料 金	③ 追加料金 (①に含まれるものを除く) ④ サービス料 (③×10%)
	税 金	イ 消費税 ロ 入湯税

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

連絡日等の区分	当 日	前 日	2日前	3日前
比 率	100%	50%	50%	30%

(注) 1 「比率」は、基本料金に対する違約金の比率です。

2 ご連絡がないキャンセルについては、100%の違約金を申し受けます。

みちのく荘利用規則

当館は、お客様に安全・快適にご利用いただくため、及び当館の公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。

この規則に違反したときは、宿泊約款第7条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

記

1 貴重品を当館にお預けになる場合は、その種類及び価額を明告した上で、フロントに申し付けください。

ただし、以下の物品のお預かりは致しかねます。

- イ 10万円を超える価値を有する物品又は金銭等
- ロ 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、その他IT機器等）
- ハ 個人情報に関わる物品（顧客名簿等）

2 契約人数を超えての客室利用は、原則お断り致します。

申出なく契約人数を超えての利用があった場合は、その超過利用分を請求致します。

3 当館では、次に掲げる行為は固くお断りしております。

- (1) 当館貸出品以外の暖房用、炊事用火器の使用
- (2) 寝たばこ等火災が発生しやすい行為、及び当館指定の場所以外での喫煙
- (3) 放歌高吟等の喧噪行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼす行為
- (4) 次に掲げる物品の持ち込み
 - イ 動物（盲導犬等を除く）
 - ロ 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - ハ 発火又は引火しやすい加薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - ニ 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - ホ 著しく多量もしくは重量のある物品
 - ヘ 悪臭を発するもの
 - ト ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - リ その他当館が客室への持ち込みを禁止することとした物品
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為、及び他のお客様に対する勧誘行為
- (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
- (8) 客室等定められた場所以外への所持品の放置
- (9) 客室及び公共スペース以外への立ち入り

- (10) 当館が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
- (11) 大浴場・中浴場及び客室付属の浴室での染毛・漂白剤の使用
- (12) 客室内でお香等を炊く行為
- (13) 営利を目的とした行為
- (14) 当館がバイキング形式で提供した飲食物を食堂から持ち出すこと
- (15) その他、当館内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

4 客室内での次に掲げる行為は固くお断りしております。

- (1) 外来者との客室での面会
- (2) 客室の窓等に写真、ポスターを貼付し、その他当館の外観を損なう物品を掲示すること

5 客室キーを紛失した場合は、鍵交換に要する費用の全額を申し受けます。

6 駐車場のご利用方法

イ お客様のご利用時間は、原則として御到着時から当館が定めるチェックアウトの時刻までとさせていただきます。

ロ 駐車場内での洗車は、お断り致しております。

7 入れ墨（タトゥーシール等によるものを含みます）を施された方の大（中）浴場の利用はお断り致します。